

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	3-1-2		事業名	下水処理場の高度処理化事業
担当	建設局下水道河川部下水道計画課 沖 818-3441			
全体計画（当初）				
事業内容	<p>本市の水再生プラザの放流先河川は固有水量が少なく河川水に占める処理水の割合が大きいことから、現状の処理レベルでは河川水質の改善に限界がある。 このため、河川の水質環境基準を達成維持し、良好な水環境を保全するためには、水再生プラザの処理施設の高度化を図り放流水質をレベルアップする必要がある。 既に創成川水再生プラザには砂ろ過施設を整備して高度処理を行っており、引き続き、設備の更新時期を迎えた伏古川水再生プラザと新設の東部水再生プラザにおいて、従来の処理法である標準活性汚泥法より処理効果の高い、ステップ流入式硝化脱窒法を導入する。</p>		＜年度別の事業内容＞	
			<p>[H16] ・東部処理場の高度処理化（新設） ・伏古川処理場の高度処理化（1系列分：3系列/4系列）</p> <p>[H17] 伏古川処理場の高度処理化（1系列分：全体4系列）</p>	
事業内容（量・場所・規模等）	平成16年度事業内容（決算）		平成17年度事業内容（決算）	
	<p>・東部処理場の高度処理化（新設） ・伏古川処理場の高度処理化（1系列分：3系列/全体4系列）</p>		<p>伏古川処理場の高度処理化（1系列分：全4系列の高度処理化完了）</p>	
事業内容（量・場所・規模等）	平成18年度事業内容（決算）		評価（成果）	
	<p>実施事業無し</p>		<p>高度処理人口普及率が11.4%から15.9%になり4.5%増加し、計画通りの成果が得られ、豊平川や茨戸川の水質改善に寄与できた。</p>	
課題				
<p>放流先河川の水質環境基準を達成維持し、良好な水環境を保全するためには、今後、茨戸、厚別、豊平川の3箇所の水再生プラザの処理施設の高度処理化を図り、放流水質をレベルアップする必要がある。</p>				
19年度以降の方向性・事業の予定				
<p>今までも、的確な維持管理や処理技術の向上により処理水質の保持改善を図ってきており、3箇所の水再生プラザの高度処理化についても、放流先河川の状況に応じて処理施設の改築更新にあわせて導入を図っていく。</p>				

